

※対象で「大学等」の表記があるのは短期大学、専門学校を含みます。

※一部のスマートフォンではこのPDFのダウンロード後でないとハイパーリンクが動作しない場合があります。

団体名	条件	対象(※)	貸与又は給付額	受付期日	Webページ
藤岡市教育委員会	○藤岡市奨学資金制度（貸与型） 藤岡市内に1年以上居住している人。 保護者等の家計状況が藤岡市の定める基準以下である人。 学力優秀、品行方正である。 ※連帯保証人が2名必要	高校、大学、高専、 専修学校在学もしく は入学前	(いずれも月額無利子貸与) 高校・高専 30,000円以内 大学 60,000円以内 専修（高等）30,000円以内 専修（専門）60,000円以内	R8.2.2～R8.2.27 (ただし家計急変時は随時)	https://www.city.fujioka.gunma.jp/soshiki/kyoikuiinkai/kyoikusomu/index.html 藤岡市教育委員会教育総務課教育総務係(TEL:0274-50-8211)
	○藤岡市看護師育成奨学金制度（給付型） 本人及び保護者等が藤岡市内に3年以上居住している人。 藤岡市内の大学(看護系)に入学し、学長が推薦する人。 保護者等の家計状況が藤岡市の定める基準以下である人。 学業成績が優秀で品行方正な人。	大学予約（申請は入学前、学長の推薦は入学後）	月額30,000円給付	R8年2～3月予定	
	○藤岡市千美文化芸術奨学金制度（給付型） 本人及び保護者等が藤岡市内に3年以上居住している人。 日本国内にある芸術系大学(4年制)へ令和8年4月に入学予定の人。	大学予約	1,000,000円を1回限り給付	R8.2.2～R8.3.31	
(公財)交通遺児育英会	保護者が交通事故で死亡・重度後遺障害となった家庭の子ども ※奨学金以外にも学生寮や家賃補助、自動車運転免許補助などの制度あり。	高校在学	高校月額2～4万円(うち1万円は給付) ※他の奨学金と併用可。	R8.1.31	https://www.kotsuji.com
		大学等予約	大学等月額4～6万円(うち2万円は給付) ※他の奨学金と併用可。		
(公財)佐藤交通遺児福祉基金	交通事故等により扶養者を失った、又は扶養者が重度の心身障害となった交通遺児	高校在学	公立高校の場合月額28,000円給付	満20歳に達するまで年度中随時	http://www.sato-kikin.or.jp/
読売育英奨学会	次のいずれの各項にも該当する者 ・大学等卒業までの在学期間が原則18ヶ月以上あること ・新聞販売店での勤務（給与あり）が可能であること。	大学等予約 (在学もあり)	月額35,000円、56,000円、 70,000円、80,000円の4コース(給付)	条件に合えば随時	https://www.yomisho.com/
(公財)キーエンス財団	次のいずれの各項にも該当する者（全国で700名） ・2026年4月に日本の大学(4年制)に入学する者 ・2026年4月1日現在20歳以下である者 ・経済的な支援を必要とする者	大学予約	月額10万円(給付) ※他の給付型奨学金との併用は不可	R8.2.2～R8.4.3(am10:00)	https://www.keyence-foundation.or.jp/
(公財)がんの子どもを守る会	小児がん経験者（全国で30名程度） (1) 18歳未満で小児がんを発症した小児がん経験者 (2) 2026年4月時点において高等学校等に在学予定の方 (3) 前年度の世帯の収入または所得が基準を超えない方 がん遺児（全国で140名程度） (1) 「がん」により主たる生計維持者を失った遺児 (2) 2026年4月時点において高等学校等に在学予定の方 (3) 前年度の世帯の収入または所得が基準を超えない方	高校在学	月額20,000円(給付)	R7.11.1～R8.2.28	https://www.ccaj-found.or.jp/support-01/
		高校在学			
一般財団法人誠志ツルヤ奨学会	食品及び直接食品に関連する分野(※)の大学、短大、専門学校生(大学6名、短大2名、専修1名程度。ただし、長野県または群馬県の高等学校卒業者で実家が長野県、群馬県内であること、もしくは長野県または群馬県の大学等で学ぶ学生) ※農業、畜産業、水産業、食品衛生、食物、栄養・健康、生物資源、調理等	大学等在学（よって手続は入学後）	大学生：月額30,000円、短大生：月額25,000円、専修学校生：月額20,000円(いづれも給付で日本学生支援機構を除く他の給付型奨学金との併用は不可)	R8.5.12	https://www.tsuruya-corp.co.jp/scholar/
公益財団法人 本庄国際奨学財団	次の(1)～(3)の全てに該当する全日制高校1年生（高専生を合わせて全国で15名） (1) 原則として日本の国公立大学(短大は除く)に進学を希望していること。 (2) 通年の評定平均が4.5以上であること。 (3) 家庭の経済状況が一定の条件に該当するか、社会的養護が必要な人であること。 ※詳しくは財団のWebページをご覧ください。	高校2年から卒業まで。大学に進学した場合は大学卒業まで。	月額50,000円(給付) ※大学等へ進学しなかった場合でも返済の必要なし。他の奨学金との重複受給可。	R8.1.13～3.31	https://www.hisf.or.jp